

# 市長定例記者会見資料



令和2年7月21日

所 属	包括支援担当
所属長	寺沢 元芳
電 話	06-6489-6356

## 認知症患者の個人賠償責任保険を導入 ～認知症と共に生き、まち全体で支え合う～

尼崎市では、外出自粛の影響で高齢者の方々の心がふさがちになり健康を損ねる事がないように、在宅で簡単にできる健康体操を収録したDVD約2,000枚をいきいき百歳体操・高齢者ふれあいサロンの実施団体やその参加者、また市報6月号を通して希望があった市民に送付するなどコロナ禍による介護予防の取り組みを進めてきました。加えて、外出制限が限定的に緩和され交流機会が増えるウィズ・コロナ時代を見据える中、認知症の人やその介護者などに対しても外出することへの不安を和らげ、社会参加を促し介護が必要な状態になりにくい環境作りを進めています。

この度、その一環として、認知症の人とその家族らなどを被保険者とし、市が民間の賠償責任保険に加入し、掛け金を全額負担する個人賠償責任保険を10月1日から導入します。

### 1 尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険の概要

日常生活で他人にけがをさせたり、財物を壊したりしたことにより、認知症の人が法律上の損害賠償責任を負う場合、1事故につき1億円を限度に保険金が支払われます。加入手続きを進めるため、8月下旬に「尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク」登録者へ制度案内を郵送します。また、8月20日から同ネットワーク登録者以外の人を対象に各包括支援センター（市内12カ所）で加入手続きを受け付けるとともに、相談や講座実施時など機会を捉え本保険制度の案内を行います。被保険者の自己負担はありません。

### 2 加入要件

市内在住で次の要件すべてを満たす人。

- ・ 尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワークの登録者
- ・ 在宅生活者
- ・ 日常生活に支障を来すような認知症の症状が一定見られ、自身で外出が可能な方※

※介護保険で認定調査評価か主治医意見書から、「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる方（本保険に加入時に、介護申請時の情報を確認します）。

### 3 被保険者の範囲

1. 上記要件を満たす人（以下、本人）
2. 本人の配偶者
3. 本人か配偶者の同居親族
4. 本人か配偶者の別居の未婚の子
5. 1～4のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合、その者の親権者、そのほかの法

定の監督義務者と監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（無責任能力者の親族に限る）

#### **4 今後について**

地域の中で認知症の方やその家族らが気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換等を通じて孤立予防や介護負担感の軽減をはかることができる場である認知症カフェの運営費助成や地域包括支援センターなど支援機関への連携を行う「仮称 シニア情報ステーション」の令和3年2月設置を目指すなど、社会参加の場の充実につながる事業を実施し、認知症の人を支える取り組みを市全体で総合的に推進します。

#### **5 その他**

事業案内のちらし（別紙）。

以 上

外出も安心!

# 尼崎市認知症高齢者等 個人賠償責任保険



## ◎尼崎市 認知症高齢者等個人賠償責任保険ってなに?

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するというものです。

### 加入要件は?

尼崎市に住民票がある方で、以下の3つの条件をすべて満たす方は保険にご加入いただけます。

- ①尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク」の登録者
- ②在宅生活者
- ③日常生活に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身が外出可能な方(※)

※介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる方

★加入要件を満たしているかご不明の場合は、市の担当課やお住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。確認の上、後日ご連絡いたします。

### 被保険者は?

本人(=加入要件を満たす認知症の方)  
配偶者・生計を共にする同居親族 など

### 費用は無料!

保険料は市が負担  
※市が保険契約者となります。

### 保険金額は?

上限 **1億円**

お問合せ

尼崎市 健康福祉局 福祉部 包括支援担当(課)  
Tel:06-6489-6356 Fax:06-6489-6528  
三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店阪神支社  
Tel:06-6491-8911 Fax:06-6491-8941

※詳細は保険会社のパンフレットをご参照ください。

## 主な事故例

保険の対象となるご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

誤って他人の自転車を壊してしまいました。



レストランで食事中に、誤って椅子を汚してしまった。



漏水事故を発生させ、階下の建物や家財に損害を与えてしまった。



## Q&A

Q1：尼崎市「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」って何ですか？

認知症などにより行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。行方不明時、事前登録していた情報をもとに、市役所から協力機関へ発見協力依頼を行います。

Q2：「在宅生活者」とは具体的にはどのような基準ですか？

以下の施設で生活している方は、「施設入所者」として保険に加入できません。

- ①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する者
    - ・施設サービス = 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
    - ・居住系サービス = 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等の一部）
  - ②病院・診療所または社会福祉施設等にて長期に入院・入所しているなど①に準ずる者
- ご自身の生活している施設が上記に該当するか否かご不明な場合、施設の職員の方にご確認ください。

事故が起こった場合は、まずコールセンターにお電話ください。  
(お手元に加入者証をご用意し、証券番号・ご本人のお名前をお伝えください)

三井住友海上事故受付センター  
フリーダイヤル（24時間365日受付）  
0120-258-189